

令和6年度における沖縄地区の独占禁止法等の運用状況

～沖縄で起きた事件の概要を紹介します～

今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引課が公表した、令和6年度における沖縄地区の独占禁止法、景品表示法及び下請法の運用状況をご紹介します。



独占禁止法

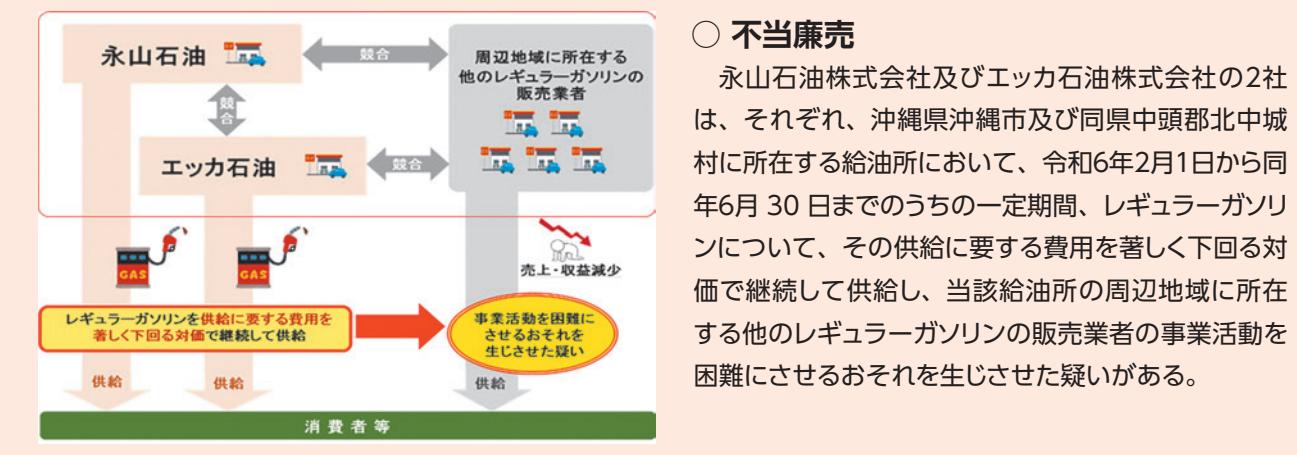
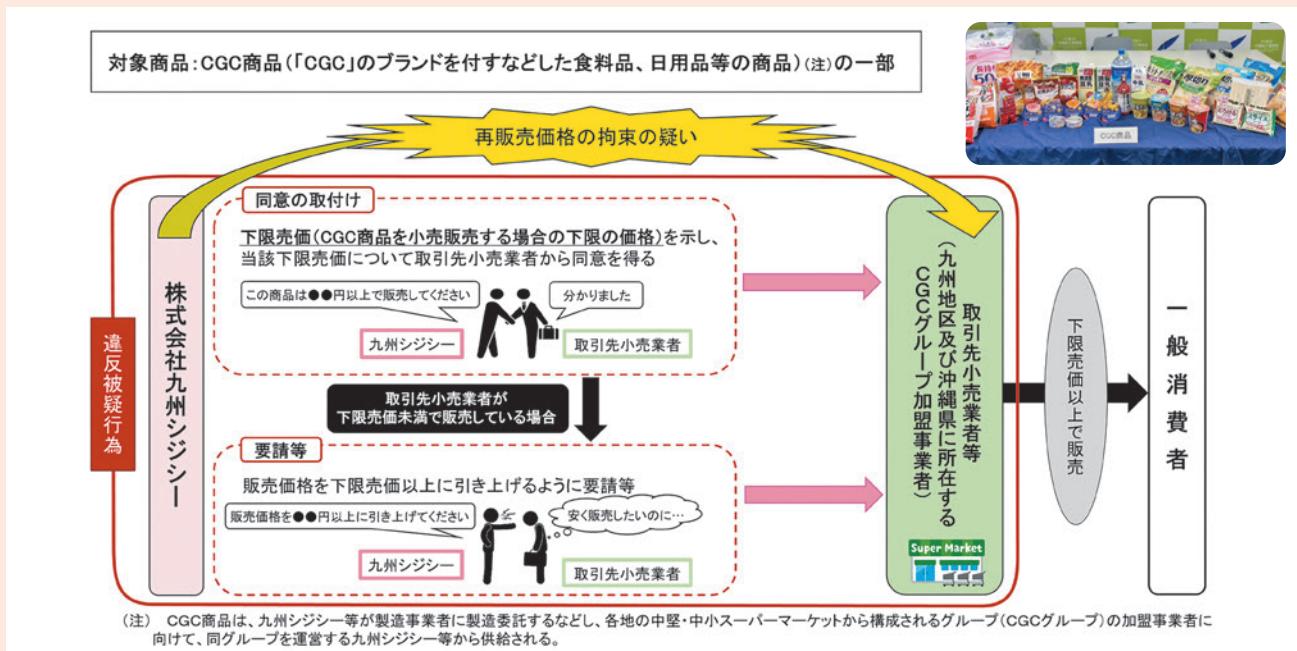


自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべき基本ルールを定め、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。

←沖縄地区における独占禁止法の運用状況の詳細はこちら

○ 再販売価格の拘束

株式会社九州シジシーは、遅くとも令和3年4月以降、「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品の一部について、九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等（取引先小売業者）に対して、下限売価（取引先小売業者が小売販売する際の下限の価格をいう。）を示し、当該下限売価について取引先小売業者から同意を得るとともに、取引先小売業者が下限売価を下回る価格で販売している場合には販売価格を下限売価以上に引き上げるように要請するなどして、下限売価以上で販売するようにさせている疑いがある。



○ 不当廉売

永山石油株式会社及びエッカ石油株式会社の2社は、それぞれ、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村に所在する給油所において、令和6年2月1日から同年6月30日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。

景品表示法



一般消費者の利益を保護するために、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を規制することなどしています。

←沖縄地区における景品表示法の運用状況の詳細は[こちら](#)

○ 有利誤認表示（葬儀サービスに係る表示）

株式会社那覇直葬センターは、「直葬プラン」又は「火葬プラン」と称する葬儀サービス（本件役務）を一般消費者に提供するに当たり、以下の表示媒体で、有利誤認表示していた。

〈日刊新聞紙の折込チラシ〉

本件役務の提供に当たって、個室で遺体と面会する場合でも7万7000円以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

実際には、個室で遺体と面会する場合には個室の料金が追加で発生し、加えて、当該個室に供花又は仏具を置く場合には供花又は仏具の料金が追加で発生するものであった。

〈自社ウェブサイト〉

「通常価格」と称する価額は、同社において本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

実際には、「通常価格」と称する価額は、同社において本件役務について提供された実績のないものであった。

直葬って何ね？

通夜・告別式を行わず火葬のみを行うシンプルなお別れの形です



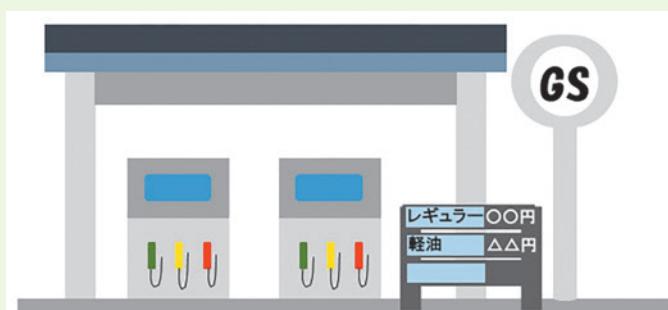
▲追加料金が発生しないかのように表示していた



▲実際の提供価格が、同社で提供された実績のない「通常価格」に比して安いかのように表示していた

○ 有利誤認表示（ガソリンスタンドのサインポールに係る表示）

A社は、A社が運営するガソリンスタンドのサインポールにおいて、レギュラーガソリン及び軽油（本件2商品）について、それぞれ「レギュラー〇〇円」、「軽油 △△円」などと表示することにより、あたかも、本件2商品の表示価格が誰にでも適用されるかのように表示していたが、実際には、表示された価格は「□□カード」と称する会員カード及びA社が発行している割引チケットを使用する者に限定して適用されるものであった。



▲図はイメージ
誰にでも適用されるかのように表示していたが、実際は会員カード・割引チケット使用者限定だった

有利誤認表示とは

商品又は役務の価格その他の取引条件について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認させる不当表示であり景品表示法で禁止されている。

次のページでは県内で起きた下請法の事例を紹介します！

写真で紹介した、独占禁止法教室や懇談会、説明会のご依頼も待っています！

お問合せ先 総務部公正取引課 ☎ 098-866-0049



下請法



下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額等の
おやじぎょうしゃ
親事業者の不当な行為を禁止しています。

←沖縄地区における下請法の運用状況の詳細はこちら

○ 下請代金の支払遅延の禁止

Web コンテンツの制作等を下請事業者に委託している B 社は、一部の下請事業者に対し、支払期日を定めていないことから、下請事業者の給付の受領日が支払期日とみなされるところ、当該支払期日までに下請代金を支払っていなかった。



○ 下請代金の減額の禁止

建物の清掃等を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。



○ 買いたたきの禁止

荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託している D 社は、労務費、エネルギーコスト等の運送業務に係るコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で回答することなく取引価格を据え置いていた。



○ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

機械装置の製造等を下請事業者に委託している E 社は、自社が所有する金型を下請事業者に貸与しているところ、当該金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に当該金型を自己のために無償で保管させていた。



5・6月号でも紹介したように、この3法やいわゆるフリーランス法、官製談合防止法等の普及・啓発及び効果的な運用に資するための活動も積極的に行ってています。ご相談や講師派遣のご依頼などありましたら、お気軽にご連絡ください。



▶有識者との懇談会で
活かしていきます！
▲私が説明します？！



▲独占禁止法教室では、生徒と一緒に模擬立入検査、
模擬事情聴取をします！